

議員（中野 一郎）

お早うございます。5番 中野 一郎でございます。よろしく申し上げます。

次の3点について質問いたします。

1. 公共施設のファシリティーマネジメント、これは維持管理という意味です。公共施設の維持管理及び財政調整基金の重要性について、2つ目が、ながら見守り活動の実施について、3番目が、公共下水道事業の地方公営企業法の適用について、以上3つの質問をいたします。

まず、1番目の公共施設等のファシリティーマネジメント、維持管理及び財政調整基金の重要性についてです。

過去に建設された多くの公共施設等が老朽化し、これから大量に更新時期を迎えることになる一方で、町の財政は依然として厳しい状況にあり、町が公共施設等の全体の状況を把握し、中・長期的な視点を持って維持管理、更新等に係る財政負担の軽減、平準化や施設配置の最適化を図らなければなりません。

総務省では、地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理のための公共施設等総合管理計画——以下、総合管理計画と言います——を平成28年度末までに策定するよう要請しており、平成30年度末時点では、全団体の99.7%に当たる1,783団体において作成済みとなっています。多度津町においても平成27年2月に作成済みであります。また、地方公共団体においては、総合管理計画等に基づき、令和2年度までに個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別計画を策定することとされています。

そこで、公共施設の総合管理計画及び財政調整基金の重要性について、次の2点についてお伺いします。

まず1番目、個別施設計画について、次の3点について一括してお伺いします。

1つ目が、個別施設計画の進捗状況について、2つ目が、公共施設の公共施設等適正管理推進事業債を活用した施設の集約化・複合化、長寿命化、除却への取組について、3つ目が、令和3年度以降の令和2年度までに策定される個別施設計画を踏まえた総合管理計画の充実、見直しについてお伺いします。

総務課長（神原 宏一）

お早うございます。中野議員の個別施設計画について、3点の質問について一括して答弁をさせていただきます。

まず、中野議員の個別施設計画の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にありますように、本町では平成27年2月に、平成27年度から平成36年度、令和6年度までの10年間を計画期間とする多度津町公共施設等総合管理計画を策定しております。この計画におきまして定めました本町保有の公共施設に係る基本的な考え方や管理方針に基づきまして、本年1月に多度津町公共施設個別施設計画を策定したところでございます。

個別施設計画は、施設ごとに老朽化の実態調査を行い、所管課ごとに今後の方向性を検討した上で策定したもので、中・長期的な視点で計画的に公共施設を保全していく計画保全の考え方を基本方針としております。この方針に基づきまして施設の長寿命化を図り、町民皆様に安心・安全で質の高い施設サービスを提供できるよう努めてまいります。

なお、この個別施設計画につきましては、会期中の総務教育常任委員会におきまして計画の概要をご報告することとしております。

次に、公共施設の公共施設等適正管理推進事業債を活用した施設の集約化・複合化、長寿命化、除却への取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設の計画的な管理を進める中で、維持管理、更新等に係る財政負担を軽減、平準化するために、平成29年度に施設の集約化・複合化事業等を対象としていた既存の公共施設等最適化債を再編する形で新たに創設されております。

この地方債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行う公共施設等における集約化・複合化事業、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業、市町村役場機能緊急保全事業及び除却事業の地方単独事業が対象で、充当率90%、除却事業を除きまして一部交付税措置のある有利な地方債でございます。

本町におきましては、関係各課の対象となる事業を確認、調査し、長寿命化事業と除却事業につきまして活用をしております。長寿命化事業は、個別施設計画に位置づけられた公共用の建築物並びに道路、河川管理施設、港湾施設等に係る長寿命化事業が対象とされており、本町では、舗装個別施設計画が作成されました令和元年度から町道舗装事業で活用をしております。本年の起債は、町道22号線、26号線などの町道舗装事業に係るもので、4,380万円の借入れを予定しております。また、除却事業は、公共施設等の除却を行う事業が対象で、本町では町営住宅の除却事業で活用しております。本年の起債は、家中住宅、京町住宅の町営住宅除却事業に係るもので、2,400万円の借入れを予定しております。

令和3年度におきましても、今年度と同様、町道舗装事業や公共施設の除却事業に活用する予定でございますが、この地方債は令和3年度までの措置と

されております。今後、公共施設等の老朽化が進んでいく中で、さらに増加する維持管理や更新等に係る財政負担の軽減や平準化を最大限に図れるよう、国の動向や先進事例の情報収集に努めてまいります。

次に、総合管理計画の充実、見直しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

公共施設等総合管理計画の見直しにつきましては、国から地方公共団体に対し、令和3年度までに見直しを行うよう要請がございます。国からの要請に基づきまして、本町におきましても、個別施設計画の策定段階において実施いたしました老朽化の実態調査の結果及び個別施設計画の内容等を反映させるなど、来年度以降、総合管理計画の充実を図っていく予定としております。

また、新庁舎等の新たな施設及び再編等に変更となりました施設につきましては、P D C Aサイクルに基づきまして現状の分析及び施設ごとに維持管理等の取組状況の評価を行い、総合管理計画へ反映し、見直しに繋げてまいりたいと考えております。

今後、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき実施する施設ごとの対策やその適切な進捗管理により公共施設等の計画的な維持管理、更新等を推進するとともに、中・長期的な維持、更新費用の縮減や予算の平準化を図り、将来にわたり適切な住民サービス水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に、財政調整基金の重要性についてお伺いします。

財政調整基金とは、年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、地方公共団体の、例えば貯金のことです。

本来、地方公共団体は、経済不況等による大幅な税収減によって収入の不足や災害の発生による多額の経費の支出が必需になるなどの不測の事態に備え、財政調整基金を積み立てておく必要があります。積立方法は地方財政法第7条により、剰余金のうち2分の1を基金へ積立てまたは地方債の繰上償還の財源へ充てなければならないとされております。例えば、ある年度の決算で収入が100億円、支出が90億円で剰余金が10億円の場合、5億円を基金へ積み立て、5億円を翌年度収入へ繰り越すというようなこととなります。

基金とは何かを解明するヒントは減価償却にあると思います。自動車を100万円で取得した場合、耐用年数が5年とすると毎年の減価償却費は20万円にな

ります。これは定額法で、残存価額ゼロの場合ですけれども減価償却費は、企業会計でも自治体会計、これ公会計上ですけれども費用として認識されます。減価償却費は、人件費や光熱費とは異なって、実際には支出の伴わない費用です。収入が100万円の現金収入の場合、減価償却費と人件費がそれぞれ20万円とすると、最終の収益は60万円となります。しかし、会社に残るお金は60万円ではなく80万円となります。これが減価償却を非支出費用とする理由です。

貸借対照表を作成すると、減価償却の累計額が必ず計上されています。これは、企業でも自治体公会計上でも同じです。減価償却累計額は、減価償却費、例えば20万円の累計額——5年であれば100万円になりますが——のことをいいます。この金額は、減価償却の結果、企業なり自治体の内部に留保される現金あるいは現金が運用されて形を変えている資産、留保分って言いますが、合計100万円と一致します。

企業は、減価償却累計額と同額の留保分を財源として、耐用年数到来時に、古い資産を廃棄して新しい資産を取得することができます。このような発想は、地方公会計の改革で最も重要なポイントでしたが、必ずしも浸透しているとは言えません。

多度津町の減価償却累計額は幾らでしょう。令和元年度公会計、一般会計・特別を含め、全体で私の試算では約300億円あります。企業であれば、貸借対照表で減価償却累計額として300億円を内部留保しています。財政調整基金の残高は15.8億円、これは令和元年度末です。令和6年度には3.4億円。これは予想ですけれども、インフラや施設を新設、取得する際の財源ごとの構成割合を、仮に平均的に、地方債、補助金、一般財源を5対2対3とすると、多度津町は300億円の減価償却資産を更新、新規取得するために、手元の内部留保資金として300億円の30%、約90億円の基金等を留保する必要があります。これは、将来的に負担をかけないとすればの仮の数字ですけれども、多度津町はこの水準を大きく下回っています。

この不足分、留保分のショートは、将来、インフラや施設、公共施設の更新、大規模補修のために内部留保すべき財源を適正規模を超えた財産形成やソフトサービスの提供に充当した結果、生じたものと言えるのではないのでしょうか。そのため、自治体で留保されている基金等を行財政改革の財源として取り崩すことは賢明ではないと考えます。

ただ、赤字の場合、どうしようもないのではないかという風に言われればそれまでなんですけれども、基金は将来への余裕資金ではなく、直近に迫る公共施設等の老朽化対策に不可欠の事業のための財源なのです。この僅かな基金を使わないで残していると誤解してはならないと思います。残しておかな

ければならない財源です。

財政調整基金は、多度津町が貸借対照表、公会計上に計上している減価償却累計額の相手勘定の一部です。もし、これがなくなれば、インフラや施設の更新が遅れるか、可能ではなくなります。多度津町の場合、特別会計にも大きな負債を抱えています。そのため、将来負担率も香川県で一番低いです。少なくとも、多度津町の標準財政規模、約53億円の10%の5億円程度は残しておく必要があると思います。将来のシミュレーションを算出し、歳出を抑えている市町村は全国に幾らもあります。危機的な状況を認識して緊縮財政を組む必要があります。町長のお考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の財政調整基金の重要性についてのご質問に答弁をさせていただきます。

財政調整基金は、年度間の財源不足や不測の事態に備えるため、決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用するための基金でございます。現在、人件費や公債費など義務的経費が増加する中、庁舎建設等整備事業や都市構造再編集中支援事業などの大規模普通建設事業を行っているため財源不足が生じ、その不足を財政調整基金からの繰入れにより補填するという財政状況が継続しております。

令和3年度当初予算におきましても、新庁舎建設関連事業費に加え、様々な財政需要に対応するため、不足する財源約9億2,000万円につきましては、財政調整基金からの繰入れを予定しており、基金残高はさらに大きく減少する見込みでございます。

今後も公共施設等の老朽化対策に多額の経費が見込まれる中で、公共施設の更新等につきましては、地方債や活用可能な補助金等を活用しながら、緊急性、安全性を総合的に勘案し、実施することになりますが、議員ご指摘のとおり、一般財源も必要となるため、将来に備えて基金残高の確保に取り組む必要があります。

そのためには、まず、毎年度の収支の均衡を図ることが肝要です。各年度の決算状況や国の予算状況などに応じて財政計画を見直す中で、新規事業の抑制や普段の事業見直し、経費の縮減等により歳出削減を図るとともに、ふるさと納税の推進や補助制度の活用等、あらゆる歳入確保策を講じ、収支不均衡の是正に取り組んでまいります。このことにより財政調整基金の減少に歯止めをかけ、必要な額を確保し、中・長期的にわたって安定した財政運営が継続できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。分かりました。

公共施設の維持管理と財政調整基金というものを、バランスを取りながら、これからも事業を進めていただきますようお願いいたします。

次に、2番目の「ながら見守り活動の実施について」お伺いします。

平成30年5月に、新潟市において、下校途中の女子児童が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。また、全国の犯罪情勢を見ても、道路上における身体犯の被害者が13歳未満の事件は、近年、ほぼ横ばいで推移しているほか、被害時間は、登下校時の月曜から金曜の15時から18時に集中している傾向にあり、登下校時の子供の安全確保の重要性が高まっています。

政府は、登下校時の子供の安全確保に関する閣僚会議を開催し、関係省庁における検討を経て、社会全体で子供の安全を守るための対策として登下校防犯プランを策定しました。同プランでは、見守りの担い手を増やすため、多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる、ながら見守り等の推進に取り組むこととしています。

ながら見守りは、自分たちの町に住む子供の安全は自分たちで守るという意識があれば、どなたでも参加できる活動です。ながら見守りとは、ウォーキング、買物、犬の散歩、花の水やり等、日常生活を行う際、防犯の視点を持って子供の見守りを行うものや、企業のCSR、社会的責任の一環として、事業者が、日常の事業活動を行いながら子供の見守りを行うものと言われていきます。

また、散歩や買物などの時間を登下校時にずらし、腕章や襷をつけて通学路を通り、子供はもちろん、途中で会った人みんなに挨拶をしながら、町や人の様子を注意深く見て歩くことにより交流が増加し、併せて地域における防犯力の向上にも繋がります。

子供の安全を守るためには、地域の皆さんの協力が必要です。しかし、既存の防犯ボランティアの高齢化や共働きの家庭の増加等により見守りの担い手が減少しています。地域の目が減少したことで、見守りの空白地帯が生じています。見守りの裾野を広げ、子供を見守る目を増やすためにも、多様な世代や事業者が日常活動の機会に実施できる、ながら見守りが必要です。

登下校時の子供の安全を守るためには、地域の目による見守りの担い手が必要です。ぜひ、多度津町でも、ながら見守り活動を始めてみてはどうでしょうか。

一方、見守りについて、現状の多度津町の進め方について見てみると、多度津町おもいやり声かけ・見守り活動実施事業要綱の中で、高齢者に対する声かけや見守りについて定められています。ここでの説明は省略します。

また、多度津町地域包括支援センター事業実施要綱の中にも、要援護高齢者

等の見守り及び支援のことが定められています。また、社会福祉協議会の中に、おもいやり見守り・声かけサービスという言葉が出てきます。さらに、社会福祉協議会の作成している多度津町社会福祉活動計画の中にも、そういうものが記載されています。説明は、ここでは省略します。

ながら見守り活動のことをもう少し説明しますと、ながら見守りの例として、犬の散歩をしながら見守る、ウォーキングをしながら見守る、ジョギングをしながら見守る、買物途中、自転車にパトロール中のプレートをつけて移動しながら見守る、農作業しながら見守る、花の水やり、手入れをしながら見守る、業務を行いながら見守るということで、今ちょっと私、一人でやっているお散歩パトロールの説明をします。

これは、私が散歩のときに着ているお散歩パトロールのジャンパーです。こういうものがグッズとしてはあります。これは犬のリードにつける見守り用のパトロールのものです。リードにつけます。これは、花の水やり等の例えば花壇に差すパネルです。あるいは買物途中に自転車の前籠につける見守りパトロールのパネルですね。これは見守り隊の腕章です。これはジョギングする時に着るものですね。こういうものがグッズとしてはあります。

そして、次のところですけども、ながら見守り活動のメリットとしては、防犯活動への参加経験の有無にかかわらず参加が可能、地域の交流が増加し、参加者の帰属意識や防犯意識が向上する、地域の安全が確保される、見守りの担い手の裾野の拡大、地域の防犯力の向上っていうもの。

そして、ながら見守り活動の留意点としては3つほどあるんですけども、挨拶の励行。この挨拶というのが大事で、ながら見守り活動をする場合は、子供はもちろん、出会った人に対して積極的に挨拶する。挨拶には、子供や善良な人に対しては安心感や親近感を醸成し、悪いことをしようとしている人に対しては、犯罪を思いとどまらせる効果があります。また、腕章などを着用する。これは、腕章などを着用せずに子供に声をかけた場合、逆に不審者として通報される可能性があります。そして、最も大事なのが無理をしない。できる人が、できる時に、できる範囲で行う活動であり、毎日必ずパトロールをして下さいとお願いするものではない。

ながら見守り活動の一番のポイントは、日時を決めて、特定の団体が行う義務的なものではなく、今申し上げましたように、できるときに、できる人が、できる範囲で気楽に行うことができるっていうものです。そして、ながら見守り活動をぜひ行ってもらいたい。

子供を守るために、防犯協会、警察、社会福祉協議会と連携して、登下校時の子供の動向に目を配り、不審者の目撃、事件、事故の際の子供の一時的な保護、警察の通報を行えるようなシステム、体制を構築してはどうかと考え

ます。全国の市町村でも、既にこのながら見守りを行っているところも多くあります。町の今後の進め方について、次の2点に分けてお伺いします。

まず1点目は、子供のながら見守り活動についてということで、子供の登下校のながら見守り活動について、子供を見守るために、防犯協会、警察、社会福祉協議会、学校等と連携して実施することについてのお考えをお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

中野議員の子供のながら見守り活動についてのご質問に答弁をさせていただきます。

児童・生徒の登下校に関わる安全確保活動につきましては、現在、教職員はもちろん、PTA、地元自治会、警察、交通指導員等の方々が立哨や指導を行って下さっています。また、本年度から、しばらく見直しが行われていなかった子ども駆け込み110番の事業を丸亀警察署やPTA、関係各課の協力を得て見直し、町内で191か所のご協力を得て新たに取り組むこととなりました。このように、子供の安全確保には地域の方々のご協力が欠かせないものとなっております。

さて、議員ご提案のながら見守り活動につきましても、より多くの目で子供の安全のために地域の方々が見守って下さる活動でありますので、子供にとっても、保護者にとっても心強い取組になると思います。教育委員会といたしましても、防犯協会や警察、社会福祉協議会等の各種関係機関と連携して実施する際には連携、協力してまいろうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今のことに再質問なんですけども、これは総務課の方にお答えいただきたいんですが、広報たどつの3月号に、ながらボランティアをしませんかっていうのが出てます。これは、防犯協会と総務課の連名で出てますけれども、これは、私が事前に警察、県警とか防犯協会に話を進めていることを反映してのことだと思いますが、話せる範囲でお答えできますか。

総務課長（神原 宏一）

中野議員の再質問に答弁させていただきます。

広報に載せております、ながら見守りの啓発周知ということでございますが、軌を一にしたというか、中野議員の活動によってという部分もあろうかとは思いますが、警察、防犯協会としても、ながら見守りについては進めていきたいという強い気持ちがあって、その気持ちと中野議員のお気持ちと一緒にあったというところであらうかなと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、これに続いて、高齢者のながら見守り活動についてお伺いします。

まず、高齢者のながら見守り活動についてどう考えるか、お伺いします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

中野議員の高齢者のながら見守り活動についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、町内においては、高齢化率が上昇するとともに、高齢者のみの世帯が増加している状況であります。高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続するためには、地域全体で見守れる体制づくりが必要であると認識しております。

議員ご指摘のとおり、町におきましては、社会福祉協議会に「おもいやり声かけ・見守り活動事業」を委託しております。この事業では、65歳以上の独り暮らし世帯や高齢者のみで構成された世帯、日中、高齢者のみになる世帯を対象とするもので、高齢者が登録することによって、社協の職員や社協に登録しているボランティアが日常的に安否確認を行い、高齢者の異変や相談があった場合には、町や民生委員へ連絡したり、緊急性があると判断した時は、警察署や消防署へ通報するなどの対応を行っております。

また、行方不明の高齢者の早期発見と保護のため、この趣旨に賛同する機関や団体により、おもいやりSOSネットワークを構築し、認知症等により行方不明になる恐れのある高齢者に事前登録をしてもらい、搜索依頼があった時は、本人の早期発見と保護に努めております。

このおもいやりSOSネットワークでは、毎年、模擬訓練として、認知症高齢者とその家族の配役を決め、警察署にも協力していただき、認知症高齢者役が行方不明になった設定で町内を歩き、家族役は多度津交番に搜索願の届出を行うとともに、高齢者保険課にも搜索協力依頼書を提出してもらい、搜索する訓練を行っております。

今年度は、コロナ感染症対策のため実施できておりませんが、町内の商店に認知症についての豆知識や認知症と思われる高齢者を発見した時の対処法を記載したリーフレットを配付いたしました。また、警察、町内医療機関の医師や介護事業所の職員、介護予防サポーターや認知症サポーター、町職員、社協職員も日頃の活動の中で気になる高齢者を見かけた時は、声かけをしたり高齢者保険課に報告や相談をいただいております。その都度、家族やケアマネジャーへの連絡、保健師の訪問等、臨機応変に対応しており、今後も、こうした見守り活動を継続して行っていこうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、見守りの企業等との高齢者見守りの協定締結についてお伺いします。

特定の名称はあれなんですけど、JA香川県では、現在、12の市町と高齢者見守りネットワークの協定っていうのを提携しています。JAや傘業等と高齢者見守りの協定を締結することについての考えをお伺いします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

中野議員の企業等との高齢者見守りの協定締結についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましても、高齢者の見守りについては、より多くの人で行うことが効果的であることから、ご協力いただける企業や団体があれば、高齢者見守りネットワークの協定締結や包括的な協定締結について検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

私たち議員も協力していきますので、是非このながら見守り活動を通じて、香川県一安全、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、さらには日本一安全な町になるような見守り活動を進めていっていったらなという風に思います。有難うございました。

次に、3番目の質問ですけれども、公共下水道事業の地方公営企業法の適用についてお伺いします。

下水道事業の地方公営企業法適用をめぐるっては、総務省から平成26年8月に公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップが示され、平成27年1月には総務大臣通知において、令和2年度当初までに地方公営企業法を適用し、公営企業会計へと移行するよう強く要請されました。

内容としては、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営成績と財政状態を把握することを推進していました。そのため、平成27年度から令和元年度までの5年間を集中取組期間として、適用していない公営企業に対し、公営企業会計に移行することを要請してきました。また、適用される規定の範囲によって、法規定の全部を適用する全部適用と、財務会計に関する規定のみ適用する一部適用があります。

上記の取組については大幅な進捗が見られましたが、一方で、人口3万人未満の市町村——多度津町もここに含まれますが——においては、取組の差異が見られるなど、一層の取組が求められる状況にありました。こうした状況を踏まえて、平成31年1月に総務大臣通知による新たな要請、すなわち、平

成31年から令和5年にかけての期間を拡大集中取組期間として、公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップが通知され、引き続き重点的な要請がなされています。

地方公営企業法は、「地方公営企業は、常に企業経済の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」ことを基本原則として、公営企業に係る組織、財務、職員の身分取扱い等に関し、地方自治法等の特例を定めたものです。

地方公営企業法の適用について、適用が義務づけられている事業、当然適用事業と、任意で適用することができる事業、任意適用事業とがありますが、下水道事業は任意適用事業となっています。法適用は、地方公共団体の判断によるものとされています。

地方公営企業法の適用による期待される効果としては、1番目に、会計情報の明確化。これは、企業会計方式への移行により、官庁会計では見づらかった経営状況や財政状況の把握、分析がしやすくなるということです。

2つ目として、使用料の適正化。これは、企業会計方式では、官庁会計では認識していない減価償却費を含めた総括原価を算定するため、事業年度ごとに発生する費用と、その対価である使用収益のバランスが適正であるかを把握、公表することができます。

3つ目として、経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上ということで、これは、事業量の増加に伴い収益が増加する場合には、予算超過の支出が認められることや、財産取得、管理及び処分について条例または議会の議決を要しないなど経営の自由度が増すことにより、住民ニーズへの迅速な対応や弾力的な資産の活用が可能となって、経営の効率化とサービスの向上が期待できます。

4つ目として、住民や議会によるガバナンスの向上ということで、ストック情報を含む財務状況の情報開示が行われるとともに、期間損益計算が適正に行われるなど、下水道事業の経営情報を住民や議会が認識しやすくなります。また、決算も早期化するなど、住民や議会のガバナンスの向上が期待できます。

5つ目として、企業会計に精通し、経営にマインドを持った人材の育成ということで、発生主義など企業会計的な財務処理の知識やノウハウを持った有為な人材が公共団体全体で育成されることが期待されます。また、減価償却費を含めたコストとそれに対する収益や資産と負債の最適化を意識することによって、最少の経費で最大の効果を発揮を図る経営のマインドを持った人材の育成も期待されます。

以上のような効果が期待されるわけですが、公共下水道事業の地方公

営企業法の適用について4点ほどお伺いします。

まず1点目ですけれども、地方公営企業法適用の進捗状況について、次の5つの項目に分けてお伺いします。1つ目が固定資産台帳の整備、2つ目がシステム改修、3つ目が移行事務、4つ目が各部署との調整、5つ目が移行時期について、これら5つの項目についてお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の地方公営企業法適用の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にありましたように、地方公営企業においては、平成31年1月の総務大臣通知により、平成31年度からの5年間で下水道事業の地方公営企業法の適用に向け取り組むように求められているところでございます。本町におきましても、国の新たなロードマップに基づき、令和6年度から公営企業会計へ移行できるよう準備を進めているところでございます。地方公営企業法適用事務につきましては、令和2年度に資産調査、評価及び法適用に係る移行事務支援業務を、委託期間を令和4年度末までとした委託契約を締結したところでございます。

固定資産台帳の整備につきましては、今年度、過去に施工した工事関係資料や決算関係資料の収集整理をしたところでございます。今後、継続して調査及び整理を進め、令和4年度末までに台帳を整備する予定としております。

システム改修につきましては、今回の下水道事業地方公営企業法適用において、固定資産台帳システムと企業会計システムの導入を検討しております。

固定資産台帳のシステムにつきましては、本業務委託において調整することとしております。また、企業会計システムにつきましては、琴平町、まんのう町と同時期に地方公営企業法の適用を目指していることから、3町で連携を図りつつ、単独導入、共同導入等、様々な観点でメリット、デメリットを検討し、よりよいシステムの導入に向けて検討を進めていくよう考えております。

移行事務につきましても、本業務委託の中で進めることとしており、次年度以降、予算科目や勘定科目の設定や地方公営企業の設置等に関する条例や地方公営企業会計規則等の制定及び既存関係例規の改廃等を進めてまいります。

各部署との調整につきましては、今月3日に関係各課の担当職員に向けた勉強会を開催したところであり、今後も各部署と情報共有しながら進めてまいりたいと考えております。

移行の時期につきましては、拡大集中取組期間である5年間で移行準備に取り組み、令和6年度からの法適用に向け、鋭意作業を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、公営企業会計に移行するに際し、適用される規定の範囲によって、法規定の全部を適用する全部適用と、財務会計に関する規定のみ適用する一部適用とありますが、どちらを適用する予定か。また、その根拠についてお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の公営企業会計に移行する際の適用範囲及びその根拠についてのご質問に答弁をさせていただきます。

地方公営企業法の適用範囲についてでございますが、財務会計に関する規定を適用する一部適用で検討しております。

一部適用とする根拠につきましては、管理者の設置や独自の出納期間、職員の身分取扱いを必要とする全部適用とする場合と比較し、現行の組織体制で、本来の目的である公営企業会計を導入し、経営成績や財政状況の的確な把握による持続的で安定した下水道事業運営が可能であることから、一部適用とすることが適当であるとしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、県との連絡会議、県が実施する研修、アドバイザーの派遣等についてどのように進んでいるか。また、その予定についてお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の県との連絡会議、県が実施する研修、アドバイザーの派遣等の進捗及び予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県との連携につきましては、下水道部局として令和2年6月1日付下水道法第31条の4に基づき、県、市町及び関係機関で構成する汚水処理に係る広域化、共同化等を目的とした香川県汚水処理事業効率化協議会が設立され、広域化、共同化のメニューの一つとして、公営企業会計導入の共同実施が盛り込まれており、随時、情報交換を行っているところでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策等の状況により資料提供のみとなっておりますが、例年、公営企業担当部局の研修会等が開催されております。今後も積極的に参加してまいりたいと考えております。

また、総務省の実施する事業として、経営、財務、マネジメント強化事業等、公営企業の経営戦略の策定、経営支援などのアドバイザーを派遣する事業がございます。今後、必要に応じて、事業の活用についても検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

最後になりますが、多度津町の下水道料金の適正性及び今後の下水道料金の値上げ等の考え方について、町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の下水道使用料の適正性及び今後の下水道料金値上げ等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町の下水道料金につきましては、平成17年に改定したのを最後に改定しておらず、それ以降の汚水排水量や処理費用などの増減の状況が反映されていないのが現状でございます。

下水道使用料の適正化につきましては、総務省が示しております使用料の水準は20立方メートル当たり3,000円で、本町においては20立方メートル当たり2,400円で、県内の中で最も安価な方でございます。

現在進めております公営企業会計の法適用に向けた取組の中で、下水道事業の経営成績や財政状況など経営状況を明らかにし、下水道事業の健全化を目指す適切な原価計算に基づく下水道使用料の見直しについても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

町長の施政方針にあるように、適正な使用料の検討等、持続可能なこの下水道会計の下水道のストックマネジメントを進めていただいて、この公営企業法の適用についても、期限までに取組を完了していただきますよう、よろしく願いいたします。以上で私の質問は終わります。

有難うございました。